

茨城県報 号外(3)

昭和50年5月29日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告示

●県道路線の認定(道路維持課)	ページ 1
●県道路線の廃止(")	2
●道路の区域決定(")	2
●道路の区域変更(3件)(")	2
●道路の供用開始(4件)(")	5

告示

茨城県告示第568号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和50年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年5月29日

茨城県知事 竹内藤男

整理番号	線路名	起終点	重なる要地	備考
153	水海道取手線	水海道市	谷和原村 伊奈村	
		取手市		
347	寺原停車場線	取手市大字寺田寺原停車場		
		取手市大字寺田		
400	鹿島港潮来 インター線	鹿島郡神栖町大字居切		
		行方郡潮来町大字延方		

茨城県告示第569号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
その関係図面は、昭和50年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年5月29日

茨城県知事 竹内藤男

整理番号	路線名	起終点	重 要 な 地	備 考
153	酒詰水海道線	北相馬郡藤代町大字 酒詰国道6号分岐		
		水海道市諏訪町		
347	寺原停車場線	取手市大字寺田寺原停車場		
		北相馬郡藤代町大字山王		

茨城県告示第570号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和50年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年5月29日

茨城県知事 竹内藤男

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の員幅	延 長	備 考
153	県 道	水海道取手線	水海道市諏訪町字 八幡東3217番から	メートル 最大 22.50	メートル 16,463	
			取手市大字井野字 大原1837番まで	最小 4.30		
347	県 道	寺原停車場線	取手市大字寺田字 駒場3386番の1から	最大 5.00	163	
			取手市大字寺田字 駒場5251番まで	最小 3.60		

茨城県告示第571号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和50年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和50年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市上蛇町字屋敷通 1557番地先から	旧	メートル 最大 11.00 最小 4.00	メートル 134.00	
水海道市上蛇町字前吹通 1261番地先まで	新	最大 29.00 最小 6.00	129.00	

茨城県告示第572号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和50年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和50年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線 名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県 道	那珂湊市7丁目4811番地 先から	旧	メートル 最大 8.00 最小 5.50	メートル 313.00	
	那珂湊市7丁目字和田ノ上 291番地先まで	新	最大 17.00 最小 7.50	313.00	
水 戸 那 珂 湊 線	那珂湊市7丁目字富士ノ上 227番の2地先から	旧	最大 5.50 最小 5.50	32.00	
	那珂湊市7丁目字富士ノ上 225番の3地先まで	新	最大 8.00 最小 5.50	32.00	

県道 那珂湊 勝田線	那珂湊市関戸字峯後8509番の 1地先から	旧	最大 最小	8.50 3.50	175.00
	那珂湊市関戸字峯後8488番の 5地先まで	新	最大 最小	19.0 8.50	175.00
県道 磯崎 港線	那珂湊市阿字ヶ浦字谷板沢 1288番地先から	旧	最大 最小	16.50 9.00	192.60
	那珂湊市阿字ヶ浦字新中丸 2673番地先まで	新	最大 最小	24.00 13.00	192.60

茨城県告示第573号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和50年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和50年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 293号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字鷹巣2695番 地先から	旧	メートル 最大 21.0 最小 4.00	メートル 2,685.00	
	新	最大 21.00 最小 4.00	2,685.00	
最大 37.00 最小 12.00		2,780.00		

茨城県告示第574号

道路法(昭和27年法律第180号第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和50年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和50年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 土浦岩井線
- 2 供用開始の区間

水海道市上蛇町字屋敷通1557番地先から

水海道市上蛇町字前吹通1261番地先まで

3 供用開始の期日 昭和50年5月29日

茨城県告示第575号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和50年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道 水戸那珂湊線	那珂湊市7丁目4811番地先から 那珂湊市7丁目字和田ノ上291番地先まで	昭和50年5月29日
	那珂湊市7丁目字富士ノ上227番の2地先から 那珂湊市7丁目字富士ノ上225番の3地先まで	昭和50年5月29日
県道 那珂湊勝田線	那珂湊市関戸字峯後8509番の1地先から 那珂湊市関戸字峯後8488番の5地先まで	昭和50年5月29日
県道 磯崎港線	那珂湊市阿字ヶ浦字谷板沢1288番地先から 那珂湊市阿字ヶ浦字新中丸2673番地先まで	昭和50年5月29日

茨城県告示第576号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和50年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 水海道取手線
- 2 供用開始の区間
水海道市諏訪町字八幡東3217番から
取手市大字井野字大原1837番まで
- 3 供用開始の期日 昭和50年5月29日

茨城県告示第577号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和50年5月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和50年5月29日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 寺原停車場線
- 2 供用開始の区間
取手市大字寺田字駒場3386番の1から
取手市大字寺田字駒場5251番まで
- 3 供用開始の期日 昭和50年5月29日

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ)(金 7 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所